

情報ひろば



行方市の人口

総数 37,631人 (-33)
 男 18,682人 (+10)
 女 18,949人 (-43)
 世帯数 12,674世帯 (+9)
 平成26年3月1日現在
 ※外国人住民を含む
 ()は前月との比較

行方市民憲章

やさしい自然
 かがやく人
 わたしたちがつくる
 魅力あるまち、行方市



行方市のうた

(1番) われを^{はぐく}育む^{さとやま}里山は^{だいち}大地の恵に^{めくみ}満ちあふる^{あさひ}朝日
 湖に^{かわ}輝き^{かがや}夕日^{ゆうひ}山の端^{やま}そめる^は
 ああ^{ふる}ふるさと^{わが}わが希望^{きぼう}
 (2番) 祭りばやしに^{まつ}心おど^{こころ}
 り^{ふう}風土記の里に^{こゝろ}童の声は^{こゝろ}はず^い
 む^や谷津田^{かきや}風にそよぎ^{かきや}稲穂^{いなほ}
 黄金に^{かな}輝く^{かがや}ああ^{ふる}ふるさと
 ああ^{わが}わが^{いにしえ}安らぎ
 (3番) 古のなごり^{ふる}受けつぎ^う
 し^{おお}大空^{はば}はばたく^こ子ども^ら
 の^{ゆめ}夢を^{はぐく}育む^{まなびや}学舎は^{ひろ}拡く^{こころ}
 心の^{いしずえ}礎ぞ^あああ^{ふる}ふるさと
 ああ^{わが}わが未来^あ

いろいろな健康相談のご案内

さまざまなところの問題や病気で悩んでいる方のご相談に応じます。一人で悩まずにまず、話してみませんか？

☆場所・時間・日程

場所	時間	日程
北浦保健センター	午後1時～午後4時	4月23日(水) 5月21日(水) 6月25日(水)
玉造保健センター	午前10時～午後1時	4月28日(月) 6月9日(月)

☆対象者

心の問題を抱えるご本人、ご家族(ご家族のみの相談も可)

☆内容

精神科医師、精神保健福祉士による個別相談(イライラして集中できない、くよくよ考えてしまう、お酒の問題、ひきこもり等)

☆申込方法

前もって予約が必要です。電話等でお申し込みください。相談は無料。相談内容は一切漏らしません。

問・申 健康増進課(北浦保健センター内)
 ☎0291・34・6200

豊かな湖へ 安らかな湖へ 清らかな湖へ 河川愛護モニター募集

国土交通省は、河川をやさしく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

応募資格

北浦又は霞ヶ浦付近にお住まいの満20歳以上の方

期間

平成26年7月1日～平成28年6月30日

応募期間

4月1日(火)から5月14日(水)まで(午後5時必着)

◎応募者の個人情報、当目的以外には使用いたしません。また、選考終了後の処分は厳重に行います。

詳しくは左記問い合わせ又は霞ヶ浦河川事務所ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/kasumi/>)をご覧ください。

問・申 国土交通省霞ヶ浦河川事務所 占用調整課(河川愛護モニター担当)
 ☎0299・63・2419
 FAX 0299・63・2430

行方市一般廃棄物処理基本計画の公表について

行方市一般廃棄物処理基本計画の策定に伴い、平成26年1月24日から2月24日の1カ月間、市民の皆さまに意見公募を行いました。

その結果を踏まえ、平成26年3月31日に同基本計画が決定されたので、平成26年4月1日から行方市ホームページに公表いたします。

なお、同基本計画の印刷物(概要版)を、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで左記閲覧会場でご覧いただけます。ですので、閲覧をご希望の方は左記会場までお越しください。

【麻生地区閲覧会場】

◆麻生総合窓口室(麻生庁舎)

◆麻生公民館

【北浦地区閲覧会場】

◆環境課(北浦庁舎)

◆北浦公民館

【玉造地区閲覧会場】

◆総合窓口課(玉造庁舎)

◆玉造公民館及び市立図書館

※ただし、年末年始及び休館日等または閉庁(館)時は閲覧できません。

問・申 環境課(北浦庁舎)
 ☎0291・35・2111



過払い金回収
 ↑相談¥0 着手金¥0 成功報酬制!
借金整理・交通事故・遺言・相続
LEGAL PLUS 秘密厳守
 弁護士法人 リーガルプラス
 茨城県弁護士会所属
かしま法律事務所
 124号イオンそば
 ☎0299-85-3350(平日10:00~18:00)
 リーガルプラス 検索 代表弁護士 谷 靖介

常陽銀行
 ●麻生支店: 行方市麻生 1135-31 TEL:0299-72-0551
 ●玉造支店: 行方市玉造甲 337 TEL:0299-55-0101
 ●北浦支店: 行方市山田 1301-1 TEL:0291-35-2121

行方市シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会参加者募集

市では、高齢者の介護予防を推進するため、「シルバーリハビリ体操」の普及を進めており、この体操を普及するボランティアとして「シルバーリハビリ体操指導士」の養成講習会を開催します。講習会の全日程を修了し、認定の基準を満たした場合は、茨城県知事の認定証が交付されます。シルバーリハビリ体操を普及するボランティアとして活動してみませんか！

◆募集人員◆ 30名

◆申込資格◆ ①行方市民で、平成26年4月1日現在で満60歳以上（50歳以上の方も申し込みできますが、60歳以上の方が優先されます。）②常勤の職業に就いていないこと③認定後に地域活動を行うことができること④緊急やむを得ない事情を除き、講習会の全日程に参加できること

◆講習時間◆ 午前10時～午後3時45分（1日5時間程度）※初日のみ午前9時45分開講

◆講習内容◆ 講義：介護予防とリハビリテーションの推進、解剖運動学、加齢と運動器の障害、食生活と栄養 他 実技：シルバーリハビリ体操

◆受講料◆ 無料（ただし昼食代は各自負担）

◆申込方法◆ 5月9日（金）までに電話にてお申し込みください。

◆通知◆ 受講決定者には、日程等の詳細について、後日通知いたします。

◆講習日程◆

日 程	会 場	備 考
5月15日（木）	茨城県立健康プラザ	開講式・講習
5月19日（月）	鉾田保健センター （鉾田市役所隣）	講習
5月22日（木）		講習
5月26日（月）		講習
5月29日（木）		講習
6月2日（月）		講習・閉校式

※1日目は、玉造保健センターから講習会場（水戸市）まで送迎いたします。



問い合わせ・申込先
介護福祉課 地域包括支援センター（玉造保健センター内）
TEL 0299-55-0114

はい、こちら消費生活センター！



「契約」について考えよう！

「契約」と聞いて、どんなことを思い浮かべますか。不動産を購入する。スーパーで大根を購入する。バスに乗る。これら全てが「契約」にあたります。私たちは毎日の生活の中で、実にさまざまな契約を行っています。「契約」とは、法律に違反しない範囲ならば、当事者間で自由に内容を決められます。そして、口頭であっても、印鑑を押していなくても、当事者間の合意があれば、契約は成立するのです。そのためいったん契約が成立すると、一方的に解約ができなくなってしまいます。

トラブルの多い、訪問販売、電話勧誘販売においても当事者間の合意があれば契約は成立します。しかし、訪問販売、電話勧誘販売ではクーリング・オフ制度の適用があります。合意があっても、契約した日を含め8日間は消費者の意思で解約することができます。このような解約の方法はありますが、振り込め詐欺や架空請求などの悪質な勧誘が増えている今、安易な考えでの契約の申し込みは避けたほうがいいでしょう。

本当に必要な契約なのか、「契約」をする際は慎重に検討し、万一、契約・解約に関するトラブルにあってしまったら、早急に消費生活センターにご相談ください。

— まずはお電話を！ —

問：消費生活センター TEL 0291-34-6446

行方市で いっしょに 健康づくり

交通事故等による首の痛み・腰の痛みの治療に最適…

最新型牽引器 スーパートラックRT-2CL 導入

運動等による筋肉痛の治療に最適…

深層筋マッサージ器 ポラリスカイン 設置

各種健康保険・交通事故・労災保険 受付

山下鍼灸整骨院

行方市船子7-4 TEL 0299-77-5959